

# 「成田市空き家バンク」 開設中だよ～～☆



## 「空き家バンク」とは

成田市内の空き家の利活用を目的とし、市内に住宅を所有しており、賃貸や売りたいと考えている空き家所有者の方に申し込みいただき、登録された情報を市の空き家バンクウェブサイト上で公開し、移住等を考えている方に紹介する仕組みです。

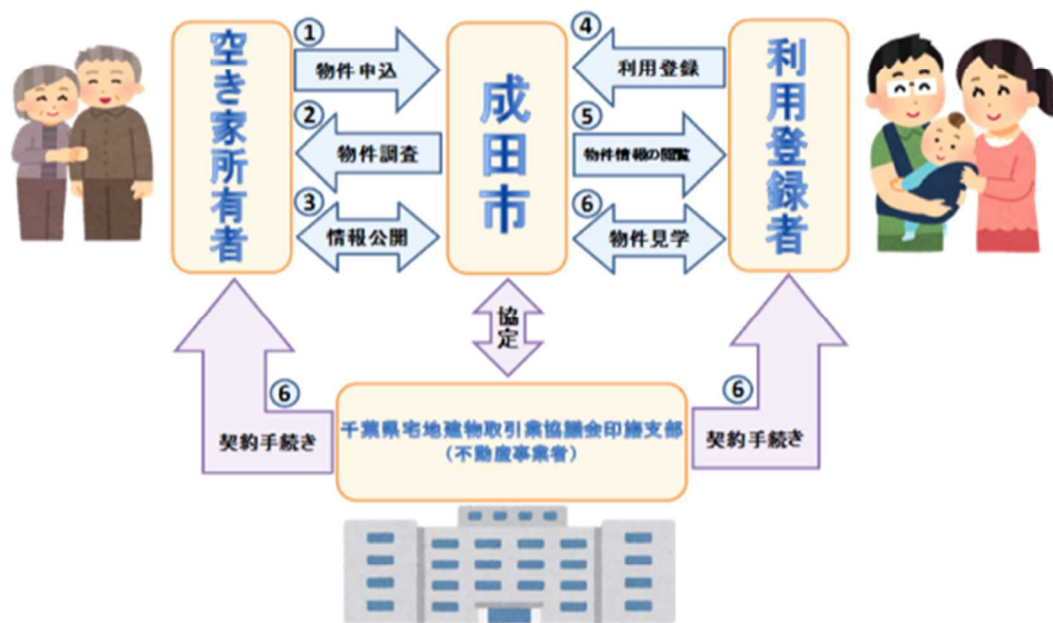


## 空き家利用者の仲介と契約

所有者と移住等希望者が安心して手続きができるように、空き家等の取引に関する仲介・契約などの手続きについては、市と協定を結んでいる一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が行います。（仲介料が発生します）

※成田市は情報の提供、連絡調整を行います。

## 空き家バンクのイメージ



詳しくは成田市「空き家バンク」のホームページを検索してね♪

成田市「空き家バンク」に関するお問い合わせ

〒286-8585  
千葉県成田市花崎町760番地

成田市役所 建築住宅課  
TEL: 0476-20-1564  
E-mail: kenchiku@city.narita.chiba.jp

成田市 空き家バンク

検索





# 空き家バンクの手続きの流れ

## 空き家所有者の場合

### ①空き家の物件申込み (第3条第1項)

物件の提供を希望する方は「登録申込書」に必要事項を記入し、建築住宅課に提出します。



### ②物件調査（現地調査） (第3条第2項)

所有者立会いのもと、宅建協会の会員と市の職員が現地調査を実施します。その際、申し込みの内容や建物の状況等についても確認します。



### ③物件登録・情報提供 (第3条第2項・第7条)

現地調査後、空き家バンク物件登録台帳に登録し、ホームページ上や建築住宅課窓口にて情報を公開します。



### ⑥物件見学・契約手続き (第6条・第11条)

#### 《物件見学》

利用希望者は、宅建協会と建築住宅課とで物件見学を行い、建物の状況等、地域の情報や周辺の様子を確認します。

#### 《契約手続き》(第6条・第11条)

利用希望者が物件登録者と交渉しようとするときは、空き家バンク物件交渉申込書にて申し込みます。市は空き家バンク媒介等依頼書により、媒介等を宅建協会に依頼します。なお、交渉・契約は宅建協会の仲介にて行います。

## 利用希望者の場合

### ④利用希望の申込 (第8条第1項)

空き家バンク利用申込書及び誓約書を記入し、建築住宅課に提出します。



### ⑤希望する空き家を選択

成田市空き家バンクホームページ上から希望する空き家を選択し、見学の依頼を建築住宅課に連絡します。



情報閲覧

